

奈良市公報

第 2 0 4 号

平成 18年 1月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

告 示	
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	1
一般競争入札の実施	2
放置自転車等の保管	3
開発行為に関する工事の完了	3
奈良市観光センター等の休館	3
放置自転車等の保管	4
放置自転車等の処分	4
都市公園の供用開始	4
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	4
放置自転車等の保管 (2 件)	5
住居番号の設定	5
地縁による団体の認可	5
放置自転車等の保管	6
平成 17年度奈良市一般会計補正予算等の要領	6
J R 奈良駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更... ..	12
道路の位置指定	12
放置自転車等の保管	12
開発行為に関する工事の完了	12
新設の事業計画のある道路の指定	13
生活保護法の規定による施術者の指定	13
生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	13
都市計画地区計画の決定	13
放置自転車等の保管	13
都市計画生産緑地地区の変更	13
国民健康保険被保険者証の無効	14
放置自転車等の保管	14
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	14
奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定	15
教 育 委 員 会	

臨時教育委員会の開催	15
定例教育委員会の開催	15
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙人名簿からの抹消	15
選挙権を有する者の総数の 50分の 1 の数等	16
各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	16
在外選挙人名簿からの抹消	16
平成 18年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時等	16
在外選挙人名簿からの抹消	16
選挙人名簿からの抹消	16
奈良市条例制定請求署名簿に署名し印を押した者の総数等	16
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	17
農政部会の招集	17

告 示

奈良市告示第 700号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法 (昭和 33年法律第 79号) 第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 12月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 12月 1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 12月 15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北二丁目、大淵町、登美ヶ丘五丁目、中山町、西大寺本町、六条一丁目、南紀寺町、古市町、八島町、藤原町、八条三丁目、大安寺七丁目及び東九条町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
富雄元町第 2 幹線 - 18	奈良市富雄北二丁目 408- 35	奈良市富雄北二丁目 408- 13
大淵池幹線 - 133	奈良市大淵町 3878	奈良市大淵町 3878
登美ヶ丘幹線 - 1	奈良市登美ヶ丘五丁目 1026- 11	奈良市登美ヶ丘五丁目 2269- 224
登美ヶ丘幹線 - 2	奈良市登美ヶ丘五丁目 1025- 1	奈良市登美ヶ丘五丁目 1025- 1
登美ヶ丘幹線 - 3	奈良市登美ヶ丘五丁目 1025- 1	奈良市登美ヶ丘五丁目 1025- 1

登美ヶ丘幹線 - 4	奈良市登美ヶ丘五丁目 1024- 21	奈良市登美ヶ丘五丁目 1024- 1
中山幹線 - 64	奈良市中山町 1251- 1	奈良市中山町 1254- 1
西大寺北幹線 - 50	奈良市西大寺本町 188- 2	奈良市西大寺本町 188- 3
五条幹線 - 195	奈良市六条一丁目 733- 8	奈良市六条一丁目 733- 7
高畑幹線 - 1	奈良市南紀寺町 841- 5	奈良市南紀寺町 841- 39
高畑幹線 - 2	奈良市南紀寺町 841- 5	奈良市南紀寺町 841- 5
北永井幹線 - 295	奈良市古市町 1524- 1	奈良市古市町 1524- 1
藤原幹線 - 39	奈良市八島町 270- 23	奈良市八島町 270- 21
藤原幹線 - 40	奈良市藤原町 262- 2	奈良市藤原町 558- 3
大安寺第 1 幹線 - 203	奈良市八条三丁目 691- 4	奈良市八条三丁目 704- 2
大安寺第 2 幹線 - 36	奈良市大安寺七丁目 853- 2	奈良市大安寺七丁目 853- 8
東九条幹線 - 147	奈良市東九条町 707- 1	奈良市東九条町 703- 13
東九条幹線 - 148	奈良市東九条町 707- 1	奈良市東九条町 707- 22

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市告示第 701号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(単 16)法華寺町地内ほか 13 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日
を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定す

る市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで
(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 12月 6 日までは入札控室、同
月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 12月
6 日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休
日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午
後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請
書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記

録郵便

- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 12月 12日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知
平成 17年 12月 7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市告示第 702号及び第 703号は、奈良市公報号外第 1号に掲載

奈良市告示第 704号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 1日

- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市告示第 705号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 11月 10日 奈良市指令都整開第 05A- 36号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 12月 1日 第 960号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町 349番地の 5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市杏町 386- 4
池田 真幸
池田 友美
(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市告示第 706号

奈良市観光センター条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 26号)第 3条第 2項及び奈良市観光案内所規則(昭和 26年奈良市規則第 4号)第 5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤原 昭

施 設 名	休 館 日
奈良市観光センター	平成 17年 12月 29日 ～平成 18年 1月 3日
奈良市猿沢観光案内所	
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成 17年 12月 29日～同月 31日
奈良市西日本鉄道奈良駅観光案内所	平成 17年 12月 29日～同月 31日

(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市告示第 707号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 2日揭示済)

奈良市告示第 708号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 12月 5日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 17年 12月 19日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 17年 9月 1日から同月 2日まで、同月 6日から同月 9日まで、同月 13日から同月 14日まで、同月 20日、同月 22日、同月 26日、同月 28日から同月 29日

(平成 17年 12月 5日揭示済)

奈良市告示第 709号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3年法律第 79号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31年政令第 290号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 17年 12月 5日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 日
中町第 3 号街区公園	奈良市中町 5076 - 2	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。）	平成 17年 12月 5日
学園南一丁目第 1 号街区公園	奈良市学園南一丁目 990- 42		
押熊町第 6 号街区公園	奈良市押熊町 63 - 3		
押熊町第 7 号街区公園	奈良市押熊町 1521- 9		
北登美ヶ丘第 5 号街区公園	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1218- 6		
七条西町一丁目第 4 号街区公園	奈良市七条西町一丁目 1055- 15		
法華寺町東町第 2 号街区公園	奈良市法華寺町 1241- 24		
西大寺東町一丁目第 1 号街区公園	奈良市西大寺東町一丁目 69- 3		

(平成 17年 12月 5日揭示済)

奈良市告示第 710号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 12月 6日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
B a m B o o ナー シングホーム	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	通所介護	ていくあい有限会社	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	平成 17年 11月 1日
ユーケア訪問介護サービス	奈良市六条西四丁目 4 - 9	訪問介護	有限会社ユーショウ	奈良市六条西四丁目 4 - 9	平成 17年 12月 2日
あさひデイサービスセンター	奈良市北永井町 384- 1	居宅介護支援事業	有限会社きそう第一	奈良市神殿町 329- 1 - 101	平成 17年 12月 1日

(平成 17年 12月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第 711号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 6日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第 712号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 7日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第 713号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 8日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 12月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 714号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条例第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 8日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 名称
恋の窪一丁目自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、会員相互の親睦と連帯感を高め、公共に奉仕する精神のもとに地域社会の発展と住民福祉の向上を図るとともに、奈良市民としての文化の向上・発展と市の行政及び広報に必要なあらゆる問題について研究する機会を持ち、教養と理解を深め明朗な社会の育成に寄与することを目的とする。
(1) 市民集会に参加すること。
(2) 市の広報資料配布に関すること。
(3) 保健衛生に関すること。
(4) 市の行政部面の協力援助ならびに要請に関すること。
(5) 地域福祉相互扶助活動
(6) 自治会館等所有
(7) 不動産の維持管理
(8) 地域内における道路、近隣の清掃等活動
(9) スポーツおよびレクリエーション活動
(10) 会員相互の連絡調整
(11) 各種イベントの開催
(12) 自治会長の許可した事業等
(13) その他、本会の目的達成の為に必要と認めたこと。

3 区域
奈良市恋の窪一丁目全域とする。

4 事務所
奈良市恋の窪一丁目 3 番 17- 414号

5 代表者の氏名及び住所
黒木 武士

- 奈良市恋の窪一丁目 3 番 17- 414号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務
代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
本会は、地方自治法第 260条の 2 第 15項において準用
する民法第 68条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第
2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数
の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。
- 9 許可年月日
平成 17年 12月 8日
(平成 17年 12月 8日揭示済)

奈良市告示第 715号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈
良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 12月 8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 8日揭示済)

奈良市告示第 716号

平成 17年奈良市議会 12月定例会において成立した次に

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 14,487,364	千円 251,570	千円 14,738,934
	1 国庫負担金	11,183,162	172,900	11,356,062
	2 国庫補助金	2,332,756	38,800	2,371,556
	4 国庫交付金	796,790	39,870	836,660
19 繰入金		1,198,362	480,000	1,678,362
	2 基金繰入金	1,197,295	480,000	1,677,295
20 繰越金		724,701	61,305	786,006
	1 繰越金	724,701	61,305	786,006
21 諸収入		2,213,503	145,399	2,358,902
	4 雑入	509,630	145,399	655,029
22 市債		12,522,100	36,200	12,558,300
	1 市債	12,522,100	36,200	12,558,300
歳入合計		114,380,893	974,474	115,355,367

掲げる予算の要領を地方自治法(昭和 22年法律第 67号)
第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。
平成 17年 12月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 4 号)
- 2 平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第 2 号)
- 3 平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 4 平成 17年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予
算(第 1 号)
- 5 平成 17年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第 2
号)
- 6 平成 17年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 7 平成 17年度奈良市病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 8 平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 別紙

平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 17年度奈良市の一般会計補正予算(第 4 号)は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 974,47
4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ
れ 115,355,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補
正」による。
(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 806,517	千円 43,117	千円 763,400
	1 議 会 費	806,517	43,117	763,400
2 総 務 費		15,860,058	453,645	16,313,703
	1 総 務 管 理 費	8,131,517	405,372	8,536,889
	3 徴 税 費	1,071,580	49,810	1,121,390
	4 戸籍住民基本台帳費	378,546	3,042	375,504
	5 選 挙 費	491,165	445	491,610
	6 統 計 調 査 費	202,512	3,636	206,148
	7 監 査 委 員 費	97,329	2,576	94,753
3 民 生 費		35,651,689	482,272	36,133,961
	1 社 会 福 祉 費	14,452,935	121,893	14,574,828
	2 児 童 福 祉 費	11,354,850	117,759	11,472,609
	3 生 活 保 護 費	9,754,647	247,070	10,001,717
	5 国 民 年 金 事 務 費	86,714	4,450	82,264
4 衛 生 費		11,551,449	10,257	11,561,706
	1 保 健 衛 生 費	1,611,719	243	1,611,476
	2 保 健 所 費	2,484,176	13,284	2,497,460
	3 清 掃 費	6,165,324	5,084	6,160,240
	4 上 水 道 費	1,290,230	2,300	1,292,530
5 労 働 費		148,726	2,386	151,112
	1 労 働 諸 費	148,726	2,386	151,112
6 農 林 水 産 業 費		679,841	18,166	698,007
	1 農 林 費	679,841	18,166	698,007
7 商 工 費		2,029,475	1,847	2,031,322
	1 商 工 費	2,029,475	1,847	2,031,322
8 観 光 費		802,971	6,589	796,382
	1 観 光 費	802,971	6,589	796,382
9 土 木 費		14,265,133	100,109	14,365,242
	1 土 木 管 理 費	189,732	2,488	187,244
	2 道 路 橋 梁 費	2,260,397	37,658	2,298,055
	3 河 川 費	435,130	1,122	434,008
	4 都 市 計 画 費	10,597,404	8,424	10,588,980
	5 住 宅 費	782,470	74,485	856,955
10 消 防 費		4,356,803	549	4,357,352
	1 消 防 費	4,356,803	549	4,357,352
11 教 育 費		11,745,149	45,051	11,700,098
	1 教 育 総 務 費	2,534,952	14,371	2,549,323
	2 小 学 校 費	1,947,310	11,541	1,958,851
	3 中 学 校 費	801,397	2,364	803,761
	4 高 等 学 校 費	858,513	7,773	850,740
	5 幼 稚 園 費	1,933,535	31,285	1,902,250
	6 社 会 教 育 費	1,768,049	9,213	1,777,262
	7 保 健 体 育 費	1,901,393	43,482	1,857,911
歳 出 合 計		114,380,893	974,474	115,355,367

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
保健所等複合施設建設事業	平成 17年度から 平成 18年度まで	千円 80,000
第 10号(古市)市営住宅建替事業	平成 17年度から 平成 18年度まで	63,000

第 3 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 50,000	千円 56,300
公営住宅建設事業	94,400	124,300
計	12,522,100	12,558,300

平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 17年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算
(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 27,300

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
10,618,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの
金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,239,709	千円 27,300	千円 4,267,009
	1 一般会計繰入金	4,219,709	27,300	4,247,009
歳入合計		10,591,300	27,300	10,618,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,338,246	千円 30,300	千円 5,368,546
	1 下水道費	3,348,737	14,100	3,362,837
	2 下水管渠費	1,748,309	16,200	1,764,509
2 農業集落排水事業費		783,374	3,000	780,374
	2 農業集落排水施設整備費	591,702	3,000	588,702
歳出合計		10,591,300	27,300	10,618,600

平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 17年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12,600

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
27,557,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの
金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,544,398	千円 12,600	千円 1,556,998
	1 一般会計繰入金	1,520,159	12,600	1,532,759
歳入合計		27,544,752	12,600	27,557,352

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 376,761	千円 12,600	千円 389,361
	1 総務管理費	305,969	12,600	318,569
歳出合計		27,544,752	12,600	27,557,352

平成 17年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)

平成 17年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 157,
900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ 1,367,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,108,850	千円 32,800	千円 1,076,050
	1 一般会計繰入金	1,108,850	32,800	1,076,050
4 市債		263,500	125,100	138,400
	1 市債	263,500	125,100	138,400
歳入合計		1,525,000	157,900	1,367,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
JR奈良駅周辺 1 地区土地区画 整理事業費		千円 218,400	千円 19,900	千円 198,500
	JR奈良駅周辺 1 地区土地区画 整理事業費	218,400	19,900	198,500
西大寺駅南 2 地区土地区画 整理事業費		424,400	136,000	288,400
	西大寺駅南 1 地区土地区画 整理事業費	424,400	136,000	288,400
JR奈良駅南 3 地区土地区画 整理事業費		173,600	2,000	171,600
	JR奈良駅南 1 地区土地区画 整理事業費	173,600	2,000	171,600
歳出合計		1,525,000	157,900	1,367,100

第 2 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 223,000	千円 97,900
計	263,500	138,400

平成 17年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

平成 17年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,800

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,422,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,803,307	千円 4,800	千円 2,808,107
	1 一般会計繰入金	2,461,735	4,800	2,466,535
歳入合計		16,417,282	4,800	16,422,082

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 438,963	千円 4,800	千円 488,763
	1 総務管理費	307,379	4,800	312,179
歳出合計		16,417,282	4,800	16,422,082

平成 17年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 17年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,300千

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,637,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 227,791	千円 2,300	千円 230,091
	1 一般会計繰入金	200,893	2,300	203,193
歳入合計		1,634,700	2,300	1,637,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		千円 1,432,158	千円 2,300	千円 1,434,458
	1 簡易水道費	287,620	2,300	289,920
歳出合計		1,634,700	2,300	1,637,000

平成 17年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成 17年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成 17年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	4,251,953千円	1,500千円	4,250,453千円
第2項 医 業 外 収 益	247,816千円	1,500千円	246,316千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	4,330,000千円	1,500千円	4,328,500千円
第1項 医 業 費 用	4,310,157千円	1,500千円	4,308,657千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	50,689千円	1,500千円	49,189千円

平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成 17年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	9,178,000千円	11,815千円	9,166,185千円
第1項 営 業 費 用	6,932,299千円	11,815千円	6,920,484千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 2,503,000千円」を「不足する額 2,596,088千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 460,054千円」を「過年度分損益勘定留保資金 540,597千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 1,993,062千円」を「当年度分損益勘定留保資金 2,005,607千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	4,373,500千円	93,088千円	4,466,588千円
第1項 施設整備事業費	80,388千円	58千円	80,972千円
第2項 施 設 費	814,374千円	3,710千円	810,664千円
第3項 配水施設改良費	639,305千円	14,123千円	653,428千円
第7項 退 職 給 与 金	130,000千円	82,091千円	212,091千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,876,387千円	81,273千円	1,957,660千円

(平成 17年 12月 9日 掲 示 済)

奈良市告示第 717号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅周辺土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 29年法律第 119号）第 55条第 13項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 17年 12月 9日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 土地区画整理事業の名称
大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅周辺土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 施行地区
奈良市三条本町、三条宮前町、三条大宮町、大宮町一丁目及び大宮町二丁目の各一部
- 4 事業施行期間
昭和 63年 7月 18日から平成 24年 3月 31日
- 5 事務所の所在地
 - (1) 主たる事務所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所
 - (2) 従たる事務所 奈良市三条本町 1 番 80号
奈良市 J R奈良駅周辺開発事務所
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和 63年 7月 18日
- 7 事業計画の変更の年月日
平成 17年 12月 9日

(平成 17年 12月 9日 掲 示 済)

奈良市告示第 718号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 12月 12日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市押熊町 179番地
申請者氏名	株式会社ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市押熊町 133番地の 3 の一部、1348番地の 1 の一部、1348番地の 2 の一部、1348番地の 3、1349番地の 2、1349番地の 7、1364番地の 2 の一部、1364番地の 3 及び 2794番地の 2
道路の幅員	最大 6.0m 最小 6.0m

道路の延長	49.25m
指定年月日	平成 17年 12月 12日
指 定 番 号	第 17014号

(平成 17年 12月 12日 掲 示 済)

奈良市告示第 719号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 12日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 12月 12日 掲 示 済)

奈良市告示第 720号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 9月 12日 奈良市指令都整開第 05A- 2 3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 12月 12日 第 961号
 - (2) 公共施設 平成 17年 12月 12日 第 418号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町 1489番地の 4、1738番地、1741番地の 3 及び 1949番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町西三丁目 356番地の 3
株式会社 ヒガワコーポレーション
代表取締役 新垣 弘明
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市中山町 1489番地の 4、1738番地の一部、1741番地の 3 及び 1949番地の一部
 - (2) 下水道
奈良市中山町 1738番地の一部、1741番地の 3 及び

1949番地の一部

(平成 17年 12月 12日 掲 示 済)

奈良市告示第 721号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

1 指定年月日

平成 17年 12月 13日

2 指定した道路の名称

区画整理事業で施行する道路

3 指定した道路の区域

奈良市押熊町 2529番地の 2 他 6 筆(別紙)

起点 奈良市押熊町 2529番地の 2

終点 奈良市押熊町 2660番地の 5

4 指定した道路の幅員

12.0m

5 指定した道路の延長

104.0m

別紙省略

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 722号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者	施 術 所		指 定 年月日
氏 名	名 称	所在地	
中井康司	竹田鍼灸整骨院	奈良市法蓮町 410 - 5	平成 17 年 7月 1日

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 723号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 50条の 2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者	施 術 所		廃 止 年月日
氏 名	名 称	所在地	
石丸重信	雪整骨院	奈良市三条町 321 - 4 美幸ビル 2	平成 17 年 11月

	F	30日
--	---	-----

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 724号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 19条第 1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定しましたので、同法第 20条第 1項の規定により次のとおり告示し、同条第 2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画

東紀寺町一丁目地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市東紀寺町一丁目 703番 1

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 725号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 12月 13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 726号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2項において準用する同法第 19条第 1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第 21条第 2項において準用する同法第 20条第 1項の規定により次のとおり告示し、同条第 2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町、中山町、法華寺町及び宝来町の各一部
(平成 17年 12月 13日揭示済)

奈良市告示第 727号

平成 17年 12月 12日に交付した下記の奈良市国民健康保険被保険者証は、本人の意思に基づかない国民健康保険異動届により発行したものであったことが判明したため、無効であることを公示します。

平成 17年 12月 14日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成 17年 12月 14日揭示済)

奈良市告示第 728号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 14日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 12月 14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 46号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 12月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内和田町～茗荷町地内他 3 件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和

24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条例第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 12月 6 日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加

決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 12月 8日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 47号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 12月 6日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
岡本鉄工所	岡本 久光	奈良県宇陀郡曽爾村大字長野 7番地の 2	平成 17年 11月 29日

(平成 17年 12月 6日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 18号

平成 17年臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 12月 1日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17年 12月 5日(月)午後 4時から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 平成 18年 4月県費教職員人事異動方針について
- (2) 平成 18年度奈良市立幼稚園長候補者選考結果について

2 議事

議案第 92号 平成 18年 4月市費教員人事異動方針につ

いて

傍聴受付は、開催日の午後 3時から午後 3時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 17年 12月 1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 19号

平成 17年 12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 12月 14日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17年 12月 22日(木)午後 1時 30分から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 平成 18年度予算要求について
- (2) 特別支援教育の啓発リーフレットについて
- (3) 平成 18年(17年度)奈良市成人式について
- (4) 市町村対抗子ども駅伝競走大会予選会の開催について
- (5) 第 40回奈良市民マラソン大会の開催について
- (6) 平成 17年度「生涯学習フェスタ 2006」の開催について

2 議事

議案第 93号 平成 18年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月
- (2) 教育の日について

傍聴受付は、開催日の午後 12時 30分から午後 1時 20分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 17年 12月 14日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 174号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 17年 12月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 12月 2日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 12月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 175号

平成 17年 12月 2日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1項及び第 75条第 1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16年法律第 59号)第 4条第 1項及び第 5条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 50分の 1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4条第 11項、第 5条第 15項及び第 61条第 11項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の 1の数並びに地方自治法第 76条第 1項、第 81条第 1項及び第 86条第 1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号)第 8条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 50分の 1 の数 6,033人
- 6分の 1 の数 50,273人
- 3分の 1 の数 100,546人

(平成 17年 12月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 176号

平成 17年 12月 2日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 80条第 1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 奈良選挙区 98,280人
- 月ヶ瀬選挙区 522人
- 都祁選挙区 1,744人

(平成 17年 12月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 177号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 12月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 17年 12月 2日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 12月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 178号

平成 18年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成 17年 12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

日 時	平成 17年 12月 19日 午後 4 時 00分
場 所	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 3 階 第 15 会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和 52年奈良市選挙管理委員会告示第 9号)の定めるところによる。

(平成 17年 12月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 179号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 12月 10日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 12月 11日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 17年 12月 11日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 12月 11日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 180号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 17年 12月 10日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 12月 11日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 17年 12月 11日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 12月 11日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 181号

平成 17年 11月 21日奈良市条例制定請求代表者辻元誠外 4人から提出された奈良市条例制定請求者署名簿について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条の 2 第 1項の規定による署名の証明が終了し、その結果、署名し印を押

した者の総数及び有効署名の総数は次のとおりであり、同条第 2 項の規定により当該署名簿を次のとおり縦覧に供します。

平成 17年 12月 11日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 署名し印を押した者の総数
13,985人
- 2 有効署名の総数
12,918人
- 3 縦覧の場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所北棟 3 階 選挙管理委員会事務局内
- 4 縦覧の期間
平成 17年 12月 12日から平成 17年 12月 18日まで、各日とも午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで
(平成 17年 12月 11日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 26号

奈良市農業委員会平成 17年 12月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により追加告示します。

平成 17年 12月 2 日

奈良市農業委員会
農地部会長 中 島 信 男
記

- 1 日時
平成 17年 12月 7 日(水)午前 9 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室
- 3 追加審議案件
 - (1) 許可・受理の取消しについて
 - (2) 許可申請・届出の取下げについて
 - (3) 水田利用転換届出について(11月専決処理分)(平成 17年 12月 2 日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 27号

奈良市農業委員会平成 17年 12月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 12日

奈良市農業委員会
農政部会長 木 本 馨
記

- 1 日時
平成 17年 12月 19日(月)午前 10時 00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室

3 議題

- (1) 農業経営に関する意向調査の実施について
- (2) 農業相談会の実施結果について
- (3) なら農業委員会だよりの発行について
(平成 17年 12月 12日揭示済)